（作業環境測定士規程の一部改正）

第十二条　作業環境測定士規程（昭和五十一年労働省告示第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条各号列記以外の部分中「認める者」を「定める者」に改め、同条第四号中「厚生労働省労働基準局長が認める者」を「認められる者」に改める。

（建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習規程の一部改正）

第十三条　建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和五十二年労働省告示第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

（労働安全衛生規則第百三十五条の三第二項及び第百五十一条の二十四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修及び厚生労働大臣が定める者の一部改正）

第十四条　労働安全衛生規則第百三十五条の三第二項及び第百五十一条の二十四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修及び厚生労働大臣が定める者（昭和五十二年労働省告示第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一　職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一に掲げる検定職種のうち、金属プレス加工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者であつて、厚生労働省労働基準局長が定める研修を修了したもの

第二条第二号中「厚生労働省労働基準局長が」を削り、「認める者」を「認められる者」に改める。

第四条第一号中「職業能力開発促進法」の下に「（昭和四十四年法律第六十四号）」を加え、「平成十六年改正前の能開法規則」を「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年厚生労働省令第四十五号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「平成十六年改正前の能開法規則」という。）」に、「六十三年改正前の能開法規則」を「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十三年労働省令第十三号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「六十三年改正前の能開法規則」という。）」に改め、同条第二号中「旧訓練法第八条」を「職業訓練法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第八条」に改め、同条第三号中「（昭和四十四年政令第二百五十八号）」を削り、同条第五号中「厚生労働省労働基準局長が」を削り、「認める者」を「認められる者」に改める。

第四条の三第二号中「（昭和四十四年労働省令第二十四号）」を削り、同条第十号中「厚生労働省労働基準局長が」を削り、「認める者」を「認められる者」に改める。

第六条第十号中「厚生労働省労働基準局長が」を削り、「認める者」を「認められる者」に改める。

第十二条第二号中「厚生労働省労働基準局長が」を削り、「認める者」を「認められる者」に改める。

（労働安全衛生規則第十八条の四第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める告示の一部改正）

第十五条　労働安全衛生規則第十八条の四第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める告示（昭和五十五年労働省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「卒業した者」の下に「（独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加える。

第二号中「卒業した者」の下に「（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加える。

（木造建築物の組立て等作業主任者技能講習規程の一部改正）

第十六条　木造建築物の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和五十六年労働省告示第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

（安全衛生推進者等の選任に関する基準の一部改正）

第十七条　安全衛生推進者等の選任に関する基準（昭和六十三年労働省告示第八十号）の一部を次のように改正する。

第一号を次のように改める。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）を卒業した者（独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後一年以上安全衛生の実務（衛生推進者にあつては、衛生の実務。次号及び第三号において同じ。）に従事した経験を有するもの

第二号中「卒業した者」の下に「（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加える。

第四号中「厚生労働省労働基準局長が」を削り、「認める者」を「認められる者」に改める。

（平成四年労働省告示第十二号（労働災害防止団体法施行規則第一条第二号の規定に基づき安全管理士の資格を定める件）の一部改正）

第十八条　平成四年労働省告示第十二号（労働災害防止団体法施行規則第一条第二号の規定に基づき安全管理士の資格を定める件）の一部を次のように改正する。

第三号中「卒業した者」の下に「（独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加える。

第四号中「卒業した者」の下に「（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加える。

（平成四年労働省告示第十三号（労働災害防止団体法施行規則第二条第三号の規定に基づき衛生管理士の資格を定める件）の一部改正）

第十九条　平成四年労働省告示第十三号（労働災害防止団体法施行規則第二条第三号の規定に基づき衛生管理士の資格を定める件）の一部を次のように改正する。

第三号中「卒業した者」の下に「（独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加える。

第四号中「卒業した者」の下に「（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加える。

附　則

（適用期日）

第一条　この告示は、平成二十五年四月一日から適用する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この告示の適用の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

官庁報告

国家試験

平成25年度1級土木施工管理技術検定及び2級土木施工管理技術検定の実施について

平成25年度1級土木施工管理技術検定及び2級土木施工管理技術検定の実施について、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第3条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年1月9日　　国土交通大臣　太田　昭宏